

渋川市立中郷小学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月

1. いじめ防止のための基本的な考え方

本校では「いじめは、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員がいじめの未然防止に積極的に取り組む姿勢をもち、全ての児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、これを策定する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ②いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(本校は「いじめ防止対策委員会)」を活用して行う。
- ③「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2. いじめの未然防止のための取り組み

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①中郷小人権宣言

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

②あいさつ運動

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、あいさつ運動を毎月1週間設定する。

③人権集中学習

なかよし週間（6月）と人権週間（12月）に実施する。人権講話や人権標語作り、人権DVD鑑賞、感謝の気持ちを伝え合う「ありがとうの木」作成など人権について学ばせる。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・中郷タイムでの異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

授業でのペア学習や学び合い活動やスクールカウンセラーによるソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感ずることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

- ・昔の遊び（1年、2年）
- ・地域の町探検（2年、3年）
- ・こんにやく作り体験（3年）
- ・春日園への訪問、交流（2年、4年）
- ・お茶工場見学（5年）
- ・和楽器教室（5年、6年）

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年会（水曜定期、随時）や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活アンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤「いじめアンケート」を各学期に行い、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、下記のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(4) 実効性の高い職員研修の実施

- ・教育相談のためのカウンセリングマインドの職員研修を実施し、児童の心により添った相談や支援ができるようにする。
- ・いじめチェックシートの有効活用を図る。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

学期2回。問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SCによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば、**児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合**など
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間 (**30日程度**)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 **(「いじめ防止対策推進法」第28条)**

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6. PDCAサイクルによる見直し

(1) 学校評価（自己評価・学校関係者評価）による検証

- ・自己評価において、いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、発覚した場合の迅速かつ適切な対応、組織的な取組みを評価する。
- ・学校評価において、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標設定や、具体的な取組状況や達成状況を評価し改善する。

7. いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な指導内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議での生徒指導における基本的な考え方の協議 ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○第1回生徒指導委員会の実施 ○学校生活アンケート調査実施① ○授業参観①、学級・学年懇談会の実施 ○児童会中心のいじめ防止活動の実施（年間を通して） ○学校通信、学年通信、学級通信の発行（年間を通して） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員が学校基本方針、生徒指導の基本的な考え方を共通理解する。 ・保護者や地域の方々にもいじめ防止等について理解してもらえるよう、学校からの情報を伝えていく。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施② ○家庭訪問実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施③ ○いじめ防止フォーラム参加（児童会） ○なかよし週間実施 ○授業参観②、学級・学年懇談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童同士がお互いのよさを認め合える温かい学級の雰囲気作りに努める。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回生徒指導委員会実施 ○学校評価アンケート実施①（児童・保護者・教職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を行い、教職員の取り組みの振り返りや保護者や児童からの評価の集計をし、改善策を考えていく。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○長期休業中における配慮を要する児童への連絡（担任） ○学校生活アンケート調査実施④ ○第3回生徒指導委員会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中における児童の実態を把握し、いじめの未然防止や早期発見に努める。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施⑤ ○学校行事（運動会）を通じた人間関係づくり 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施⑥ ○学校行事（修学旅行・秋の旅行）を通じた人間関係づくり 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施⑦ ○教育相談の実施 ○学校行事（持久走大会）を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の前に学校生活アンケートを実施し、児童の実態を把握し、心配なことがあれば保護者に伝えられるようにしておく。

12月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査実施① ○人権週間実施 ○第4回生徒指導委員会実施 ○学校評価アンケート実施②（児童・保護者・教職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童同士がお互いのよさを認め合える温かい学級の雰囲気作りに努める。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施⑧ ○第5回生徒指導委員会実施 ○学校評価アンケート実施①（児童・保護者・教職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートを実施し、日頃感じている不安なことがあれば記入できるようにする。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施⑨ ○授業参観③、学級・学年懇談会の実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討 ○第6回生徒指導委員会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動を振り返り、次年度の活動を振り返り、次年度へ向けての取り組みについて考える。